

第2回平成28年度労働安全衛生法における 特殊健康診断等に関する検討会 の検討結果【概要】

平成28年10月31日に開催された「第2回平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において、

①3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）に関する健康診断

②三酸化ニアンチモンに関する健康診断

について専門家による検討を行った。

検討結果の概要は以下のとおりである。

① 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) の健康診断について

特定化学物質障害予防規則に規定されている3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) について、膀胱がん事案等を踏まえ、健康診断項目の見直しのための検討を行った。

現行の健康診断項目は、呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見を目的としているが、検討の結果、目的に尿路系の障害（腫瘍等）の予防・早期発見を加えるとともに、業務従事者健診と配転後健診の項目に差異を設けることとし、下記のとおり見直すべきとされた。

（下線は、変更箇所を示す。）

	現行の健康診断項目	見直し案
	<p>(1) 業務の経歴の調査</p> <p>(2) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>(4) 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>(5) <u>肝機能検査</u></p>	<p>(1) 業務の経歴の調査 <u>（業務従事者健診のみ）</u></p> <p>(2) <u>作業条件の簡易な調査</u> <u>（業務従事者健診のみ）</u></p> <p>(3) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、<u>頻尿、排尿痛</u>等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>(4) 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、<u>頻尿、排尿痛</u>等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>(5) <u>尿中の潜血検査</u></p> <p>(6) <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>尿中の 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定</u> <u>（業務従事者健診のみ）</u> ・ <u>尿沈渣検鏡の検査</u> ・ <u>尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</u> ・ <u>肝機能検査</u> ・ <u>腎機能検査</u> </p>

二次健康診断	<p>(1) 作業条件の調査</p> <p>(2) 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査 ・喀痰の細胞診 ・気管支鏡検査 ・腎機能検査 	<p>(1) 作業条件の調査 <u>(業務従事者健診のみ)</u></p> <p>(2) 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膀胱鏡検査 ・腹部の超音波による検査、<u>尿路造影検査等の画像検査</u> ・胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査 ・喀痰の細胞診 ・気管支鏡検査
--------	--	---

<検討会資料からの変更点>

- 新たに追加する「尿中の3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定」を一次健康診断の(6)の末尾から冒頭に変更するとともに、カッコ書き「(尿中のクレアチニンの量の検査)」を削除した。
- 現行では二次健康診断の(2)の医師が必要と認める場合に実施することとなっている「腎機能検査」を、一次健康診断の(6)の医師が必要と認める場合に実施する検査に変更した。

② 三酸化ニアンチモンの健康診断について

「化学物質による労働者の健康障害措置に係る検討会」において、特定化学物質障害予防規則の管理第二類物質、特別管理物質としての規制をすべきとされている「三酸化ニアンチモン」について、特殊健康診断の項目を検討した。

その結果、三酸化ニアンチモンによる呼吸器系の障害（腫瘍等）、心臓の障害、アンチモン皮疹等を予防・早期発見するため、業務従事者健診及び配転後健診の健康診断項目を下記のとおり設定すべきとされた。

	健康診断項目案
一 次 健 康 診 断	(1) 業務の経歴の調査 (業務従事者健診のみ) (2) 作業条件の簡易な調査 (業務従事者健診のみ) (3) 三酸化ニアンチモンによるアンチモン皮疹等の皮膚所見、せき、たん、 <u>頭痛、腹痛、下痢、嘔吐</u> 等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (下線部については、業務従事者健診のみ) (4) アンチモン皮疹等の皮膚所見、せき、たん、 <u>頭痛、腹痛、下痢、嘔吐</u> 等 の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (下線部については、業務従事者健診のみ) 【医師が必要と認める場合に実施する検査】 (5) 尿中のアンチモンの量の測定 (業務従事者健診のみ) (6) 心電図の検査
二 次 健 康 診 断	(1) 作業条件の調査 (業務従事者健診のみ) 【医師が必要と認める場合に実施する検査】 (2) 胸部のエックス線直接撮影による検査若しくは特殊なエックス線撮影に による検査 (3) 喀痰の細胞診 (4) 気管支鏡検査

<検討会資料からの変更点>

- 「尿中のアンチモンの量の測定」を一次健康診断の（6）から（5）に、「心電図の検査」を（5）から（6）に変更した。